

令和 6 年度 第 G-47 号

米原市下水道事業経営戦略策定業務

仕様書

米原市 まち整備部 上下水道課

米原市下水道事業経営戦略策定業務

計画策定業務委託共通仕様書

本業務は、滋賀県「土木設計業務等共通仕様書」によること。ただし、「滋賀県」とあるものは、「米原市」に読み替えること。なお、特記仕様書と重複する項目については、特記仕様書を優先するものとする。

以下、共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

特 記 仕 様 書

1 業務の名称

令和6年度第G-47号 米原市下水道事業経営戦略策定業務

2 業務の目的

本業務は、令和3年4月に策定した米原市下水道事業経営戦略(以下「現行経営戦略」という。)の検証および評価をした上で、本市下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、経営戦略を策定することを目的とする。

特に、現行経営戦略では、「今後50年以内に一般会計からの基準外繰入を行わなくても黒字転換を見込める最低の改定率」として、下水道使用料の改定率を10%と定め、さらに、コロナ禍にあった当時の状況を踏まえて、二段階方式を採用することとし、そのうち、第一段階は、令和4年4月使用分から5%を改定済みであり、続く第2段階として、令和9年度に残りの5%を改定する予定をしている。

今回の経営戦略策定に当たっては、現行経営戦略策定時からの社会情勢・経済環境の変化やウォーターPPPの動向、資本費平準化債の制度拡充等、下水道事業を取り巻く環境が大きく変化してきた中で、現行経営戦略の検証および評価を行い、これを承継して第2段階の使用料改定をすることの是非や今後の望ましい下水道使用料体系の在り方について検討することを主の目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月19日までとする。

4 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

5 業務の対象

本業務は、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業および農業集落排水事業)を対象とする。なお、本業務で用いる用語の定義は、次表の区分のとおりとする。

会 計 区 分	セグメント区分	事 業 区 分
米原市下水道事業会計	公共下水道	公共下水道事業
		特定環境保全公共下水道事業
	農業集落排水	農業集落排水事業

6 業務に係る基本事項

- (1) 本業務では、以下の業務を行うこととする。
 - ① 経営戦略策定業務
 - ② 使用料体系検討業務
 - ③ 審議会支援業務
- (2) 本業務に当たり、経営戦略策定・改定ガイドライン(平成 31 年 3 月 総務省)、経営戦略策定・改定マニュアル(令和 4 年 1 月改定 総務省)および下水道使用料算定の基本的考え方(2016 年度版 日本下水道協会)に準拠すること。また、本業務で策定する経営戦略の記載事項については、総務省が公表している経営戦略ひな型様式(以下「ひな形様式」と言う。)で求められる事項に基づき、整理すること。
- (3) 本業務で策定する経営戦略については、市民、米原市議会、米原市下水道事業審議会等への説明に用いるほか、本市の公式ウェブサイトにおいて公表することから、内容等について理解しやすいように成果物その他資料を取りまとめること。

7 業務の内容

(1) 経営戦略策定業務

1) 基礎調査

① 業務方針の確認

本業務を遂行するに当たり、業務方針や工程等に係る本市の方針を確認すること。

② 資料収集

本業務を実施する上で必要な資料は、所定の手続きにより貸与する。なお、収集対象とする主な資料については、以下のとおりとする。

【主な収集対象資料】

- ・ 米原市下水道事業経営戦略(令和 3 年 4 月)
- ・ 過去 5 年間の決算書・決算書付属資料
- ・ 直近の予算書
- ・ 決算統計資料
- ・ 経営比較分析表
- ・ 将来人口推計に係る資料(人口ビジョン)
- ・ 起債償還台帳等の起債償還額に係る資料
- ・ 固定資産台帳等の減価償却額に係る資料
- ・ 各種下水道事業計画
 - 米原市公共下水道事業計画
 - 社会資本総合整備計画
 - 米原市下水道総合地震対策計画
 - 米原市公共下水道ストックマネジメント計画 等

2) 事業概要等の整理

① 経営戦略改定の趣旨と位置づけ

経営戦略改定の趣旨、国および県からの位置付けや本市上位計画との関連、経営戦略の計画期間と投資・財政見通しの検討期間を示すこと。

② 自治体の概要

本市の沿革、地理的条件、行政人口の推移、産業の状況等を整理すること。

③ 事業の現況、民間活力の活用等

セグメントごとに、下水道事業の沿革のほか、ひな形様式の記載事項を網羅するように事業概要を整理すること。

3) 経営の現状分析

- ① セグメントごとに、過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)の決算書等から収益、費用の各項目の増減変化を分析し、その要因を整理すること。
- ② 経営比較分析表での類似団体比較によって、その水準の適否を判断し、現在の経営状況に係る課題を抽出すること。なお、分析指標は次の11項目を対象に、市と受託者とで協議の上、定めるものとする。

【分析指標】

経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率、水洗化率、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率、管渠改善率

- ③ 現行経営戦略に定めている取組や目標について、目標値や計画値と実績値との乖離原因を分析すること。

4) 将来の事業環境の把握

現行経営戦略策定時からの時間経過に伴い、人口動向などサービス需要に影響する要素の変動状況、賃金や物価の上下動などの基礎的な社会経済情勢の変化、根拠法令の改正その他の制度改正の状況など、踏まえるべき要素を踏まえた上で、次の事項に係る経営課題を整理すること。

① 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所資料または第2期米原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(人口ビジョン)を元にした将来人口予測や農業集落排水処理区域からの公共下水道接続の動向を踏まえて、汚水処理量や有収水量を推計すること。

② 有収水量等の予測

処理区域内人口の予測、過去の汚水処理量、水洗化人口、水洗化率等の推移を踏まえて、汚水処理量、有収水量、高度処理費対象水量を推計すること。

③ 使用料収入の見通し

排水需要予測、現行使用料体系を基に使用料収入の見通しを整理すること。

④ 施設の見通し

施設、設備、管渠の老朽化度合などについて、既存のストックマネジメント計画や個別の施設計画等と整合させながら、課題を把握すること。

⑤ 組織の見通し

将来の組織の人員体制の見通しについて、整理すること。

5) 経営の基本方針の検討

- ① 7-(1)-1)から7-(1)-4)までの検討を踏まえ、本市下水道事業を継続していく上での経営理念、基本方針(将来ビジョン)等を検討すること。検討に当たっては、滋賀県汚水処理構想、第2次米原市総合計画その他各種下水道事業計画との整合性に留意すること。
- ② 当該将来ビジョンは、市民の理解向上、意識醸成に資するように、市民にもわかりやすく親しみやすいスローガン、キャッチフレーズ案を検討すること。併せて、計画期間内における具体的な取組、目標等の案を提示すること。

6) 投資・財政計画(収支計画)の策定

経営の現状分析や将来の事業環境の把握の結果を踏まえて、向こう50年間(令和8年度から令和57年度まで)の投資試算および財源試算を行うこと。なお、試算対象は事業単位とし、ひな形様式に記載されている項目単位を参考に行うこととする。また、投資・財政計画は、事業単位だけではなく、全事業を合算した米原市下水道事業会計分も作成すること。

① 投資試算

資本的支出の建設改良費は、各種下水道事業計画に基づき、計画期間内で実施が決定している投資について反映し、それ以外の建設改良費は、固定資産台帳ベースで更新基準を設定の上、建設改良費の見通しを試算すること。この際、一般会計繰入金の基準額算定の対象となる雨水事業分、広域化・共同化分、流域下水道の建設に要する費用分を整理しておくこと。また、投資目標の設定や投資額の合理化を行うこと。

② 財源試算

ア 企業債、一般会計繰入金、下水道使用料について試算するものとする。

イ 企業債のうち、建設改良費に対するものは、投資試算の結果に基づき試算すること。

また、準建設改良費に対するもの(資本費平準化債)は、令和6年度制度拡充を踏まえて試算すること。

ウ 一般会計からの繰入金は、現在、本市で用いている繰入額の算出方法を踏襲することを基本とするが、他自治体の好事例や、他の合理的な算出方法に係る提案がある場合には、市と受託者との協議の上で決定して試算するものとする。

エ 下水道使用料については、最初に現行使用料体系据置で試算する。その後、7-(2)使用料体系検討業務の検討結果を踏まえて試算するものとする。

オ 企業債や資金関係の経営指標に関して複数の目標設定を行うこと。

カ 原価計算の内訳(原価計算表)を作成すること。なお、直近の料金算定期間および資産維持費については、7-(2)使用料体系検討業務での検討結果と整合させること。

③ 投資以外の経費の試算

ア 人件費をはじめとする投資以外の経費については、必要かつ合理的な額の確保を前提としつつ、徹底した効率化、適正化を図り、適切な算定を行った上で、投資・財政計画に反映させること。

イ 物価上昇率、賃金上昇率の影響を受けるものは、上昇率を設定すること。

④ 投資・財政計画の策定

ア 7-(1)-6)-①から7-(1)-6)-③までの試算結果を元に、収支ギャップを明示し、その発生要因となる課題を整理すること。

イ 収支ギャップの解消を図り、財政的な健全性を確保した形で経営を行えるように、必要に応じて投資試算、財源試算を再検討することや投資以外の経費の効率化を図りながら、最終的には、収支が均衡した投資・財政計画を策定すること。なお、投資試算、財源試算の再検討や投資以外の経費の効率化に当たっては、実効性を確保できることを基本に検討を行うものとし、反映した取組については、対象施設、時期、金額等を具体的に明示すること。

ウ 投資・財政計画に対して、未反映の取組、今後検討予定の取組または今後の投資、財源および投資以外の経費の考え方、検討状況について、整理すること。

7) 経営戦略の事後検証、改定等

経営戦略に定めた数値目標等の複数の指標に対して、その達成度を検証、評価できるように、進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の事後検証、改定等に関する考え方を示すこと。

8) 照査

7)までの各段階において、検討の妥当性を検証すること。

9) 経営戦略(案)のとりまとめ

8)までに整理、検討した内容をまとめ、経営戦略(案)とその概要版、業務報告書を作成すること。

(2) 使用料体系検討業務

1) 使用料対象経費の算定

- ① 下水道使用料算定の基本的考え方(2016 年度版 日本下水道協会)における「財政計画等の策定・確認」、「収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認」、「使用料対象経費の算定」、「収支過不足の確認」に係る事項については、7-(1)経営戦略策定業務の検討結果を用いるものとする。
- ② 使用料算定期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。
- ③ 資本費のうち、資産維持費については、市と受託者と協議の上で決定する。

2) 使用料対象経費の分解

使用料体系における基本使用料、従量使用料、累進使用料等を定める際の基準として用いるために、使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目し、使用料対象経費を需要家費、固定費および変動費に分解すること。

3) 使用者群の区分

使用料が使用者の使用の態様に応じて妥当なものとなるように、排水需要に応じて使用者のグルーピングを行うこと。なお、グルーピングは、汚水排水量の段階に対応した水量区分により、使用者を 3 から 9 程度に区分していくものとする。

4) 使用料対象経費の配賦

使用料対象経費の分解基準に基づいて分解した経費について、各々の経費の性質に応じた配賦基準により、各使用者群へ配賦すること。配賦に当たっては、本市下水道事業の排水の実態と各々の経費の性質とを十分に考慮すること。

5) 使用料体系の設定

- ① 使用料体系は、現在、本市が採用している二部使用料制を基本として検討を行うものとし、基本使用料の水準、基本水量、従量料金の累進度設定等は、本市における排水需要の実態、下水道事業の実態を勘案して定めるものとする。
- ② 基本使用料については、使用料対象経費のうち、需要家費および固定費を対象として賦課するものとするが、施設型事業である下水道事業の特性を鑑み、固定費の一定割合を従量使用料として賦課するなど、現行料金との妥当性のバランスを考慮して検討を行うものとする。

6) 照査

- 5) までの各段階において検討の妥当性を検証するものとする。

7) 料金改定計画のとりまとめ

- 6) までに整理・検討された内容をまとめ、業務報告書を作成する。

(3) 審議会支援業務

- 1) 米原市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)で使用する資料の原案を作成するとともに、審議会へ出席し、質疑対応の補助を行うこと。

- 2) 審議会の開催計画は、以下の内容を案とし、審議の進捗状況を踏まえて、市と受託者との協議により調整する。なお、受託者の出席回数は、概ね 4 回(第 2 回から第 5 回まで。1 回当たり 2 時間程度。)とし、本業務において議事録は作成しないものとする。

➤ 令和 7 年度第 1 回審議会(5 月頃)

- ・ 審議会委員改選後の初回顔合わせ
- ・ 会長・副会長の選任について
- ・ 下水道使用料に関する審議会への諮問について
- ・ 経営戦略の改定について(改定の趣旨に関する説明)

➤ 令和 7 年度第 2 回審議会(8 月頃)

- ・ 本市下水道事業の事業概要について

- ・ 将来の事業環境について
- ・ 経営の基本方針について
- ・ 投資試算・財源試算の進め方について
- 令和7年度第3回審議会(10月頃)
 - ・ 投資・財政計画(案)と収支均衡のための取組について
 - ・ 下水道使用料収入の水準について
 - ・ 下水道使用料改定の検討手順について
- 令和7年度第4回審議会(1月頃)
 - ・ 下水道使用料体系(案)について(検討結果の報告、素案への質疑応答)
- 令和7年度第5回審議会(2月頃)
 - ・ 下水道使用料体系(案)について(決議)
 - ・ 審議会答申(案)について

8 履行体制

- (1) 公認会計士等、公営企業に精通した有資格者を配置すること。なお、当該有資格者を自社雇用の職員により配置ができない場合は、業務提携等による人員の配置も可とするが、その場合は、当該有資格者が本業務に即時対応できる体制を整えること。
- (2) 管理技術者、照査技術者および担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮し、下水道事業会計について専門的知識を有する技術者を配置すること。

9 打合せ

業務を円滑に進捗させるために、発注者と密に打合せを行い、打合せ結果については、議事録を作成して発注者の承認を得るものとする。

10 成果品

- (1) 成果品のチェックリストについては、一次評定および二次評定を受託者で実施し、委託業務社内検査報告書により、成果品納入時に委託者に報告のこと。なお、一次評定者は、主任技術者とし、二次評定者は、一次評定者の作業・業務を総括する業務責任者が行うものとする。
- (2) 成果品の作成に当たっては、あらかじめ、その編集方法について監督職員と協議すること。
- (3) 成果品納入後であっても、成果品に誤りが判明した場合には、すみやかに訂正すること。
- (4) 提出図書は、以下のとおりとする。
 - 1) 経営戦略(案) A4版製本 2部
 - 2) 経営戦略(案)概要版 A3 2部
 - 3) 業務報告書 A4版製本 2部
 - 4) 1)から3)の電子データ(CD-R) 2枚
 - ① 直接印刷可能な解像度の完成データ(PDFファイル等)
 - ② 編集可能なデータ(Word、Excel、Powerpoint等)